

Ⅱ－５ 育児休業の期間 2

－両親ともに育児休業をする場合（パパ・ママ育休プラス）の特例－

（第9条の2、第9条の2第1項による読み替え後の第5条第1項、第3項及び第4項並びに第9条第1項関係）

- 両親ともに育児休業する場合で、次のいずれにも該当する場合には、育児休業の対象となる子の年齢が、原則1歳に満たない子から原則1歳2か月に満たない子に延長されます。
 - ① 育児休業を取得しようとする労働者（以下「本人」）の配偶者が、子の1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）以前において育児休業をしていること
 - ② 本人の育児休業開始予定日が、子の1歳の誕生日以前であること
 - ③ 本人の育児休業開始予定日が、配偶者がしている育児休業の初日以降であること
- 育児休業が取得できる期間（女性の場合は、誕生日以後の産前・産後休業期間含む。）は、これまでどおり1年間です。

(1) 「配偶者」には、法律上の配偶者のみならず、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

(2) 「配偶者が子の1歳に達する日以前のいずれかの日において育児休業をしている場合」には、育児・介護休業法の規定に基づく育児休業のみならず、公務員が国家公務員の育児休業等に関する法律等の規定に基づき取得する育児休業をしている場合を含みます。

(3) 育児休業が取得できる期間については、具体的には、「育児休業等取得日数」(①)が「育児休業取得可能日数」(②)を超えた場合、その日において育児休業が終了することとされています。

① 「育児休業等取得日数」とは、「誕生日以後の産前・産後休業期間の日数」＋「育児休業を取得した日数」をいいます。

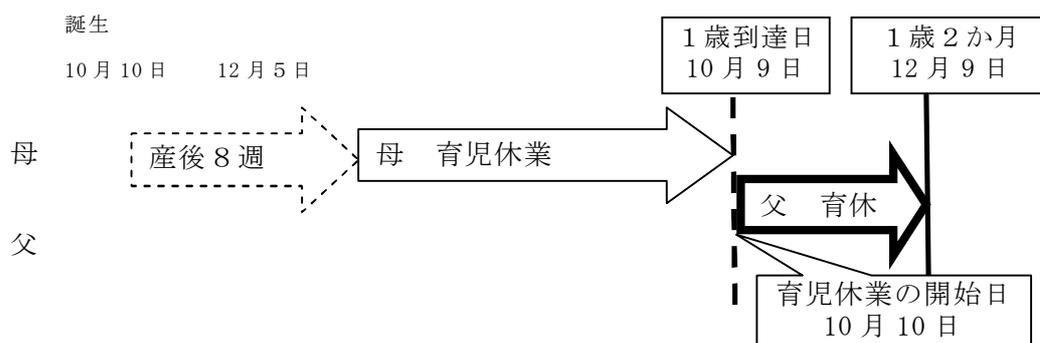
② 「育児休業等可能日数」とは、子が1歳に達する日までの日数をいいます。すなわち、うるう日を含まない場合は365日、うるう日を含む場合は366日となります。

パパ・ママ育休プラスの場合の具体例

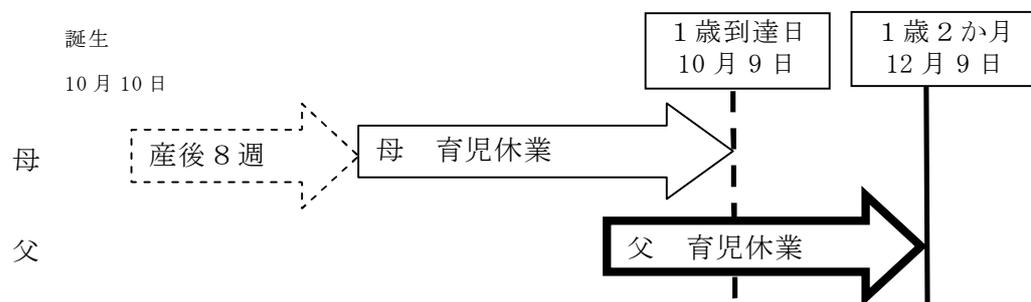
- 子の誕生日 平成 22 年 10 月 10 日 (日)
- 子が 1 歳に達する日 (1 歳到達日)
平成 23 年 10 月 9 日 (日) (通常の休業取得可能期間)
- 子が 1 歳に達する日の翌日
平成 23 年 10 月 10 日 (月)
- 子が 1 歳 2 か月に達する日
平成 23 年 12 月 9 日 (金)

※太枠が、パパ・ママ育休プラスの場合

(例 1)

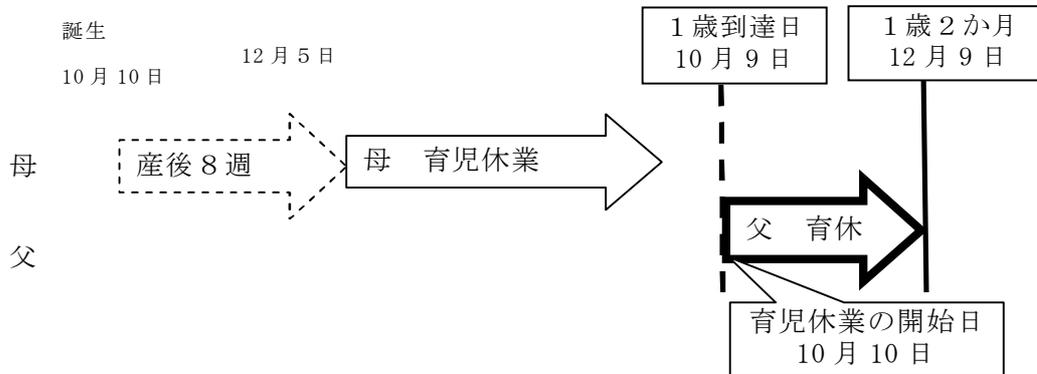


(例 2)



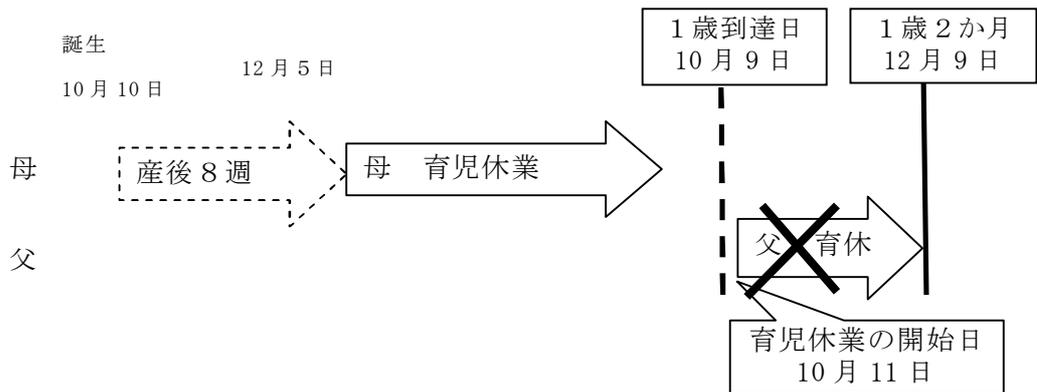
※ 両親の育児休業期間が重複することも可能です。

(例3)



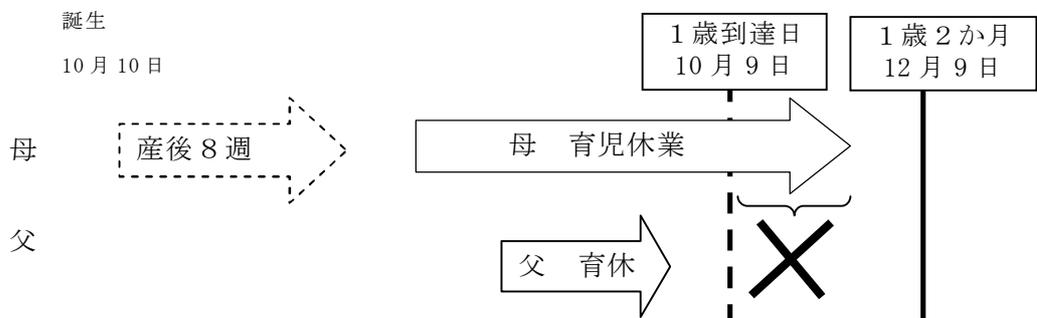
※ 両親の育児休業期間が連続している必要はありません。

(例4)



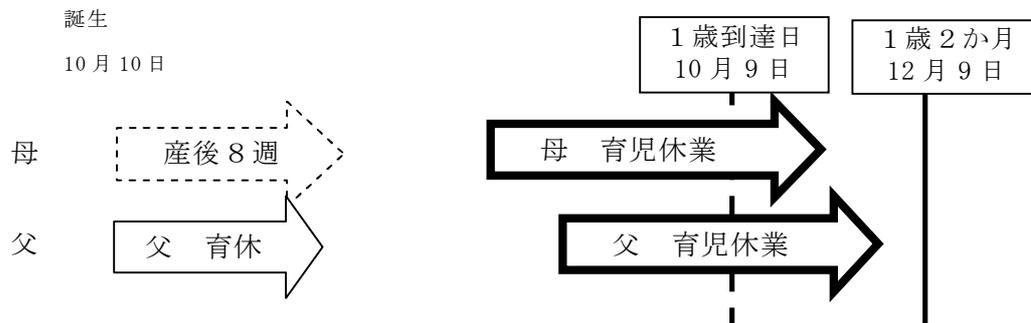
※ 父が育児休業を開始できるのは、10月10日までです。

(例5)



※ 母（本人）の育児休業開始日が、父（配偶者）より先であるため、母はパパ・ママ育休プラスの対象とはならず、育児休業が取得できる期間は1歳到達日（10月9日）までです。

(例6)



※ 母（本人）の育児休業開始日が父（配偶者）の1度目の育児休業開始日より後であるため、母はパパ・ママ育休プラスの対象となります。また、父（本人）が2度目の育児休業をする場合、2度目の育児休業の開始日より先に、母（配偶者）が育児休業を開始しているため、父（本人）の2度目の育児休業はパパ・ママ育休プラスの対象になります。